

4松文法審第3号
令和4年10月5日

松山市長 野志 克仁 様

松山市文書法制審議会
会長 倉澤 生雄

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の対応について
(答申)

令和4年7月26日付け4松(文)第77号で諮問された標記の件について、
別紙のとおり答申します。

答申書

第1 審議会の結論

実施機関の個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の対応は、いずれも妥当である。

第2 諮問の経緯

松山市が保有する個人情報は、松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号。以下「現行条例」という。）に基づき取り扱っているが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの利活用の両立を目的に、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され（以下「改正法」という。）、令和5年4月1日から地方公共団体は改正法に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うこととなった。

改正法では、一部の事項については地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることとされたため、松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第7号）第2条第2号の規定により本市の個人情報保護制度に関し条例で定める事項について、松山市長から第4の表に記載のとおり当審議会に諮問されたものである。

第3 判断の理由

1 改正法において条例で定める必要があるとされる事項（必須事項）

(1) 開示請求に係る手数料

改正法第89条第2項は、実施機関である地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定している。

また、国は、手数料の減免については地方公共団体の判断により条例で規定す

ることを妨げないと説明している（令和4年2月個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」（以下「Q&A」という。）17頁）。

一方、現行条例は、開示請求に係る手数料を規定せず、第26条第1項で保有個人情報の写しの交付を受ける者は、松山市情報公開条例（平成12年条例第61号。以下「情報公開条例」という。）に定める手数料を市に納めなければならないとし、写しの交付に係る手数料を徴収することを規定している。また、同条第3項では経済的困難その他特別の理由があるときは、写しの交付に係る手数料を減額し、又は免除できると規定している。

この点について松山市では、現行の写しの交付に係る手数料は情報公開制度との均衡上、情報公開条例で定める手数料と同額で、人件費、消耗品費等を基に算定した実費相当額であり、他の地方公共団体と同水準とされ、本市の実情に応じた減免規定も現行条例で整備されている。

以上のことから判断すると、実施機関が開示請求に係る手数料を徴収せず、写しの交付に係る手数料を現行条例と同額で徴収し、かつ、特別の理由があるときは手数料を減免できるように引き続き条例で定めることは、妥当である。

(2) 行政機関等匿名加工情報の取扱い

改正法は、第5章第5節で行政機関等匿名加工情報（以下「匿名加工情報」という。）に関して規定するものの、附則第7条で都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の匿名加工情報の提供に係る制度の導入は当分の間は任意とし、現行条例には匿名加工情報の提供に関する規定はない。

また、匿名加工情報を提供する制度は、平成29年から国の行政機関や一部の地方公共団体で運用が開始されているものの、これまでの提供の実績は容易に見出すことができないから、この制度は社会一般的にその必要性や有用性が認知されているということとはできない。また、地方公共団体は、国に比べて個人が特定されるおそれが高くなるため、提供する個人情報の匿名加工には高度な技能が

求められる。

以上のことから判断すると、匿名加工情報の取扱いには十分に慎重を期す必要があるから、実施機関が令和5年4月1日からの導入を見合わせ、当分の間、先行事例の動向を注視しながら制度の実施体制を検討することは、妥当である。

2 改正法で条例で定めることができ、及び条例で定めることを妨げられない事項 (任意事項)

(1) 条例要配慮個人情報に関する規定

改正法第2条第3項は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等を要配慮個人情報と位置付けた上で、第60条第5項で、地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を条例要配慮個人情報と位置付けているところ、現行条例では、要配慮個人情報に関する規定はないが第8条第3項で思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を原則収集禁止としている。また、松山市では現時点で条例要配慮個人情報に関する固有のルールを付加して規定すべき特段の事情は認められない。

以上のことから判断すると、現時点で松山市において実施機関が条例要配慮個人情報を条例で規定する必要性は認められず、今後の松山市の施策の進捗や社会情勢の変化により必要に応じて規定を検討することが妥当である。

(2) 個人情報取扱事務届出制度の存続

改正法第75条第1項は、実施機関に個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）の作成と公表を義務付け、同条第5項は実施機関が条例で定めるところによりファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し公表することを妨げないと定めている。

一方、現行条例は、第6条第1項で、個人情報を取り扱う事務について、実施

機関に個人情報取扱事務届出書（以下「届出書」という。）による届出を義務付ける個人情報取扱事務届出制度を設けている。

また、ファイル簿が個人情報ファイル単位で作成されるのに対して、届出書は個人情報を取り扱う事務単位で作成されるため、公表の対象となる個人情報の範囲が広く、かつ、市民も各事務でどのような個人情報が利用されているかを一覧できるようになっている。

以上のことから判断すると、実施機関が引き続き条例で個人情報取扱事務届出制度を存続させることは、妥当である。

なお、この場合には、併行して作成するファイル簿により職員の負担が増大しないよう届出書の記載事項の簡素化等を検討することが適当である。

(3) 開示決定の期限

改正法第83条第1項は、開示決定の期限を開示請求があった日から30日以内とし、同条第2項は正当な理由があれば30日以内に限りその期限を延長できると規定している。

一方、現行条例第21条第1項は開示決定の期限を開示請求があった日から起算して15日以内とし、同条第2項は正当な理由があればこれを開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度に延長できると規定している。

この点について、現行条例の開示決定の期限は改正法の定めよりも短くなっているところ、国は改正法第108条が改正法の規定に反しない限り条例で必要な規定を定めることを妨げないと規定しているため、原則の開示決定の期限の短縮を認める一方、延長できる日数は改正法が規定する30日を超えることはできないと説明している（Q&A15・16頁）。

また、実施機関の説明によると、開示決定までに要した日数の過去5年間の実績は、開示請求のあった日から起算して15日以内が9割を超え、45日以上かかったものは稀であるから当初の開示決定の期限を開示請求のあった日から起算して15日以内とし、延長できる日数の限度を法定の30日としても事務に特段

の支障や負担は生じないとのことである。

なお、現行条例では当初の開示決定の期限を開示請求のあった日から起算しているところ、国は、期間は民法（明治29年法律第89号）第140条の規定により開示請求があった日の翌日から起算するから、初日を算入するといったこれと異なる方法を定めることは適当でないと説明している（Q&A16頁）。

以上のことから判断すると、実施機関が、当初の開示決定の期限を今以上に伸延させる必要性は低く、また、殊更に改正法の規定どおりに変更することは現行のサービス水準を後退させるおそれもあるから、これを現行と同日数とし、延長できる日数を改正法と同様に30日を限度とすることを条例に定めることは妥当である。

なお、あわせて国の期間の取扱いとの整合を図るためにも、この機会に、現行条例の当初の決定期限を初日算入により15日とする規定を初日不算入により14日とするように改めることが適当である。

(4) 審議会への諮問

改正法第129条は、実施機関は個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」と規定し、一方で現行条例第8条第2項第8号は個人情報を収集する際に、第9条第7号は利用又は提供の際に審議会に諮問することができる」と規定している。

また、国は、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等での個人情報の取扱いを類型的に審議会への諮問を要件とする旨を定めることは適当でないとした上で、改正法第129条に規定する特に必要であると認めるときとは、定型的な案件の取扱いの運用ルールを事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合、個人情報の保護に関する法律施行条例の改正で有識者からの意見聴取が特に必要である場合などが想定される、と説明している（Q&A22頁ほか）。

以上のことから判断すると、実施機関が特に必要があるとして専門的な知見に基づく意見を聴くことできる事項を上記のような国の説明を参考に、個人情報の保護に関する法律施行条例の改廃に関する事項、個人情報の安全管理のために講じる措置の基準に関する事項及び個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関する事項とすることは妥当である。

なお、当審議会は、改正法による今回の制度改正後においても、実施機関の求めに応じ必要な調査審議を行い、随時意見を具申する用意があることを付言したい。

3 まとめ

以上の理由により、当審議会は、「第1 審議会の結論」のとおり答申する。

第4 審議の経過

年月日	経過
令和4年 7月26日	諮問書の受理
令和4年 7月29日	第1回審議
令和4年 9月20日	第2回審議
令和4年 10月5日	答申

令和4年10月5日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 桐木 陽子

同 高橋 直子

同 牧本 公明